

当法人では、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てることを目的として創設された「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、必要な要件に職場環境要件があり、当法人における上記加算の取得状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については以下のとおりです。

## 加算の取得状況

【介護職員処遇改善加算(Ⅰ)】

【介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 特養ユニット型のみ】

【介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 特養従来型・(予防)短期入所生活介護・地域密着型通所介護】

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

## 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容（職場環境要件）

【入職促進に向けた取組】

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。
- ・有休休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきをふまえた勤務環境やケア内容の改善。